

令和3年12月6日
庶務課

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内容
改正の趣旨		特別区人事委員会勧告及び統一交渉に基づき、一般職員及び管理職員（再任用職員を含む。）の期末手当の支給月数の改正を行う。
第一条による改正（施行日 公布の日）		
期末手当	第27条第2項	一般職員及び管理職員の支給月数を、3月に支給する場合において100分の10に改正する。
	第27条第3項	再任用職員における一般職員及び管理職員の支給月数を、3月に支給する場合において100分の5に改正する。
第二条による改正（施行日 令和4年4月1日）		
期末手当	第27条第2項	一般職員の支給月数を、3月は100分の25、6月は100分の105とし、12月は100分の110に改正する。（管理職員は、3月は100分の25、6月は100分の85とし、12月は100分の90）
	第27条第3項	再任用職員の支給月数を、3月は100分の10、6月は100分の60とし、12月は100分の65に改正する。（管理職員は、3月は100分の10、6月は100分の50とし、12月は100分の55）

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第1条（当初）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>【第1条（公布の日施行）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の112.5、12月に支給する場合には100分の117.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の52.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の57.5」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>

江東区立幼稚園教育職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>【第2条（公布の日）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の112.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の117.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の10</u>、6月に支給する場合には<u>100分の92.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の10</u>」とあるのは「<u>100分の5</u>」と、「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の117.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」と、「<u>100分の97.5</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p>	<p>【第2条（令和4年4月1日施行）】</p> <p>第1条～第26条（略）</p> <p>（期末手当）</p> <p>第27条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の105</u>、12月に支給する場合には<u>100分の110</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員の期末手当の額は、職員の給与月額に、3月に支給する場合には<u>100分の25</u>、6月に支給する場合には<u>100分の85</u>、12月に支給する場合には<u>100分の90</u>を乗じて得た額に、教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の25</u>」とあるのは「<u>100分の10</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の85</u>」とあるのは「<u>100分の50</u>」と、「<u>100分の90</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」とする。</p> <p>4～6（略）</p> <p>第28条～第34条（略）</p> <p>別表第1～別表第3（略）</p> <p>附 則</p> <p>この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。</p>